

富士山憲章

No. 149

2026.3
NEWS
LETTER

第23回富士さんへ謹賀新年
～富士山あて年賀状～入賞・入選作品決定

もくじ

- 富士さんへ謹賀新年 入賞作品
- 富士山憲章ニュース
- 富士山レンジャー
活動報告
- 富士山での救護体制について
- 富士山麓に広がる不法投棄の現状
- レンジャーコラム
- 富士山世界遺産センターだより30号
- information

第23回富士さんへ謹賀新年～富士山あて年賀状～

富士山ボランティアセンターでは、富士山の環境保全に向けた意識を高め、美しい富士山を将来にわたり守り引き継ぐことを決意した「富士山憲章」の普及定着を図るため富士山にあてた年賀状を募集しました。23回目を迎える40都道府県と海外から1,428通の応募がありました。厳正なる審査の結果、最優秀賞3点、優秀賞6点、審査員長賞1点、審査員特別賞4点、企画力賞2点、表現力賞2点、メッセージ賞2点を含めた入選200点を決定しました。

たくさんのご応募どうもありがとうございました。

審査員

審査員長	櫻井 孝美 氏 (安井賞受賞画家)
審査員	青木 慎一 氏 (静岡県富士山世界遺産センター 准教授)
審査員	五十嵐 哲也 氏 (山梨県産業技術センター富士技術支援センター 主幹研究員)
審査員	秋本 梨恵 氏 (山梨県産業技術センター富士技術支援センター 主任研究員)
審査員	内藤 雅士 氏 (山梨県立美術館 主査)
審査員	相澤 正仁 氏 (山梨県立富士山世界遺産センター 副所長)

審査員総評

- ◆富士山への想いが大きく表現された作品であふれていた。
- ◆自分に重ねたもの、希望をたくしたものなど、ハガキの小さな画面にそれぞれ応募者の思いが強く表現されていた。
- ◆富士山に感謝する作品。富士山を目標や人生に見たてた作品自身のイメージを加えオリジナリティあふれる作品など、人によって富士山の見方がそれぞれであることが大変興味深かったです。
- ◆富士山への年賀状という定められた形式でありながら、千差万別の多彩なアプローチや色々な技法、アイデアにより、驚かされる作品にたくさん出会えました。
- ◆今年も作り手の工夫が凝らされた力作ぞろいでした。絵の見事さ、思い入れのあるメッセージ、見る者を楽しませる遊び心など、それぞれの個性が光り、楽しみながら審査させていただきました。
- ◆60年に一度の丙午ということで、力強い作品がそろいました。今年一年皆さんの活力となるような作品を選ばせていただきました。
- ◆手紙を書いたり絵を描く機会が減ってきている時代ですが改めて絵の具や筆の人の手のあとが質感として見られる表現が魅力的に感じました。

最優秀賞



浅利 華

(山梨県/小学生以下の部)



伊藤 杏珠

(愛知県/中学生・高校生の部)



金子 正弘

(山形県/一般の部)

- ◆白い雪の頂上の上はピンクの空、ブルーの山腹の中に大胆に真っ赤な太陽。湖上に逆さ富士、色彩の美しさで一際印象的な年賀状だ。
- ◆富士山を背景に太陽と月、星々が描かれた構図を生まれて初めて見ました。現実にはそう見えることはなくても、心に映る大好きな富士山にはちっとも不思議なことじゃない、そう思わせてくれる素敵な作品でした。
- ◆山腹に太陽を描き、たくさん色を上手に使った印象的な作品でした。

- ◆大胆な構図、黄色の空、富士よりも大きな真っ赤な太陽が力強い目出たい年賀状となっている。雲上の富士が高さを感じさせる。
- ◆黄色い空に真紅の太陽、屏風絵のような背景にふわふわの雲海、富士に抱きついたように身をよせる馬がとても可愛らしく、とても印象的でした。
- ◆雲海から浮かびあがる富士。現れた午(うま)。大きな日輪の年明けにふさわしい力強い構図となっています。

- ◆日本の美とでも言う色彩、赤白での配色でおめでたさを表現している。白馬の乗った富士山で、午年に合わせた優秀作品。
- ◆花札の図柄のようなキッチュな派手さ、堂々たる構図と繊細な梅の描写、その迫りに圧倒されました。
- ◆新春にふさわしい構図を思う存分デフォルメし、思い切りの良い色遣いとなっています。

優秀賞



渡辺 詠介 (山梨県)



渡邊 はな乃 (山梨県)



臼井 真佐代 (岐阜県)



佐藤 百夏 (山梨県)

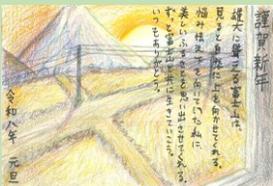


太田 彩菜 (山梨県)



室岡 たくと (東京都)

審査員長賞



山中 佑姫 (山梨県)



三浦 瑠夏 (山梨県)



須藤 湊 (東京都)

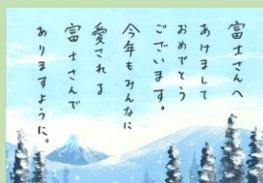
表現力賞



川崎 花楓 (長野県)



渡辺 醇芯 (山梨県)



岡本 依子 (山梨県)



小沢 琴音 (山梨県)

企画力賞



白石 桜子 (山梨県)

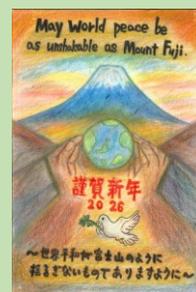


内山 晴美 (長野県)



馬場 小夜子 (山梨県)

メッセージ賞



勝木田 大聖 (千葉県)



富士山憲章NEWS

富士山憲章山梨県推進会議（富士山ボランティアセンター）

富士山ボランティアセンターを運営している富士山憲章山梨県推進会議は、山梨県と富士北麓地域の7市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町）、2つの恩賜林組合（富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合）で構成されており、平成10年に山梨・静岡両県で制定した「富士山憲章」の普及啓発や富士山の環境保全と適正利用を推進する活動を行っています。

富士山麓古タイヤ等不法投棄防止 集中キャンペーン

令和7年11月8日（土）道の駅富士吉田にて実施しました。

山梨県自動車整備振興会および富士山麓環境美化推進ネットワーク構成団体等、あわせて48名の協力のもと不法投棄の防止を呼びかけながら、啓発物品400個を配布いたしました。また周辺の清掃活動も行いました。

回収した可燃ごみ4.3kg
不燃ごみ1.3kg



第3回 富士山エコトレッキング

令和7年11月9日（日）第3回富士山エコトレッキングを精進湖自然観察路にて開催いたしました。

あいにくの雨模様でしたが森の中の自然路では木々が雨を防いでくれ、富士山レンジャーの楽しい解説を参加者のみなさまにお楽しみいただけました。

トレッキング後に予定していた国道周辺の清掃活動は、雨脚が強くなったため自然路出口付近の活動にとどめ、早めの解散となりました。

回収した可燃ごみ0.96kg、
不燃ごみ0.36kg

第23回富士さんへ謹賀新年～富士山あて年賀状～

富士山の環境保全に向けた意識や関心を高め、美しい富士山を将来にわたり守り引き継ぐことを決意した「富士山憲章」の普及定着を図るため富士山にあてた年賀状を募集しました。

今回は、1,400通を超えるご応募をいただき一次審査の審査員方はたくさんの力作を前に入選作品を絞り込むのに大変ご苦労をされていました。

最終審査の審査員方も熱心な意見交換をされ入賞作品を選ばれてました。

こうして選ばれた入賞・入選作品は、富士山ボランティアセンターホームページで講評と合わせてご覧いただけます。作品巡回展の日程の詳細も掲載しております。お近くの会場でどうぞお楽しみください。



一次審査の様子



最終審査の様子



高校生ボランティアのみなさん

番外編 ～高校生ボランティアが選ぶ 富士山あて年賀状～

地元の高校生にご協力をいただき入賞20点を除いた入選180点の中から6つのオリジナル賞を選んでいただきました。作品横にオリジナルのステッカーが付いています。作品展でぜひチェックしてみてください。

消防防災航空隊研修

9月11日(木)、双葉の消防防災航空隊にて、研修を受けました。一部は座学での隊長講話・活動紹介を学び、二部でヘリ・カーゴ模型での吊り上げを体験しました。実際の山岳救助映像を見て航空隊の活動実態と課題などを学びました。



消防防災ヘリ『あかふじ』シコルスキー式S-76D

活動映像から、過酷な現場での緊張感と迅速かつ的確な判断が求められる状況がひしひしと伝わってきました。ヘリ救出訓練ではレンジャーが要救助者役となり、救助3例を体験しました。隊員の活動は無駄なく迅速、まさに”命をまもる最前線”航空隊の判断ミスが許されない活動、そのための日々の鍛錬と使命感を強く感じました。私たちレンジャーの安全登山啓発活動が、命がけで現場にて活動される方々にお役に立てればと意を新たにしました。

山梨市民会館 お楽しみDAY

11月3日(月・祝)、山梨市市民会館で開催された「お楽しみDAY」に、富士山レンジャーもブースを出展しました。不法投棄防止の川柳コンテスト、鳥の鳴き声のききなしクイズ、「五合目のゲートを通過するために必要な登山装備」選びゲームなどを行いました。

NL148号でお伝えしたように、今年度新たに加えられた必要な装備についてのルールが設定されま

した。①登山に適した靴②上下に分かれたレインウェア③防寒着の3つを用意していない人は富士登山することが出来ません。

いくつかのアイテム(のイラスト)を並べて来場者に登山に持って行きたいものを選んでもらい、上記3つが入っているかどうかをレンジャーがチェックしました。

たくさんの方々にご参加いただき、楽しんでいただけました。



装備ゲームを楽しむ来場者とレンジャー

山梨県立図書館レンジャートークイベント

1月17日(土)、山梨県立図書館にてレンジャートークイベントを開催しました。「富士登山規制2年目の現状と課題」と「冬ならではの富士山周辺のハイキングコース紹介」についてお話をしました。

一部では富士登山規制について開山期の様子をスライドで紹介しました。入山時間や通行料など新ルールを解説し、弾丸登山者が激減しマナーが少しずつ改善していることや、装備不足・山小屋予約なし・規制を知らない方もまだ一定数いらっしゃる現状をお伝えしました。

二部は冬のハイキングについて、冬ならではの山の魅力を紹介しました。



昨年に引き続き開催のトークイベントは通常の講義形式よりも参加者とのコミュニケーションが取りやすく、好評をいただいています。

最近レンジャーが巡回で歩いた「竜ヶ岳」や「黒岳」の魅力や冬山の注意点もシェアしました。通常の講義形式とは違い、複数のレンジャーで実体験を交えて話せたことで、「現場のリアル」をより伝えられた気がします。

富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会



富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会の様子

1月27日(火)富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会を富士山世界遺産センターにて開催いたしました。

青木ヶ原樹海などの自然環境を保全し、かつ適正に利用することが目的で、対象エリアを利用する団体・事業者と有識者、関係行政機関で構成されます。毎年1回の協議会で新しく加入した事業者の承認や、各団体の活動状況報告、ガイドラインの遵守状況の確認をしています。富士山レンジャーは、樹海での巡回記録をまとめ、利用状況や問題行為の有無などの報告をしています。

今年度からは、会員や関係機関への連絡・調整、資料作成などにも関わりました。また、会員から提案のあった議題について有識者に見解を求めてまとめたりしました。これまでレンジャーが携わって来なかった業務ですが、現場をよく知り活動中の会員とも頻りに顔を合わせている立場から、自然とレンジャーが担うのが最も効率的で、組織としても動きやすいと感じています。

富士山での救護体制について

～吉田ルートでの要救助者搬送の一例～

富士山には毎年多くの登山者が訪れます。それに伴い高山特有の急激な気象変化や呼吸困難、疲労の蓄積などによる体調不良や転倒といったトラブルの発生も増えています。富士山レンジャーは、五合目で登山啓発活動を通じて、登山装備の確認や無理のない行程の提案を行うほか、登山者の顔色や歩行の様子から体調を確認し登山者自身が適切な判断を行えるよう促す役割も担っています。

それでも傷病者事案は、後を絶ちません。こうした緊急事態に備え、救護所の医療スタッフ、山小屋関係者、現地連絡員などがOne Teamとなり、登山者の安全を守る救護体制を整えています。各救護所では医療従事者による診察が行われ、必要に応じて下山支援や医療機関との連携も実施されます。

富士山での救護体制を知っておくことで、登山中に困った時の行動がより明確になります。下の図で、富士山における救護体制の流れをわかりやすく示していますので、今後、富士登山を検討されている方は、ぜひ参考にしてください。



- ① 登山道で傷病者が発生
- ② 傷病者情報が、五合目で24時間待機している安全対策現地連絡員に伝達
(登山道沿いに設置されている標識のNo.〇〇と通報すると、正確な場所を伝えられます。)
- ③ 安全対策現地連絡員が通報内容を整理
- ④ 七合目または八合目にいる医師・看護師へ傷病者情報が伝達
- ⑤ 診療所の医師が傷病者を診察し、応急的な処置を実施
- ⑥ 医師により自力での下山が不可能と判断された場合、クローラー（キャタピラー車）所有者と傷病者での協議の上、五合目までクローラーにより搬送
- ⑦ 安全対策現地連絡員が救急搬送を要請し、救急車は五合目で待機
その後、クローラーで搬送されてきた傷病者は、五合目で待機している救急隊に引き継がれ、救急車に収容されたのち医療機関へ搬送

富士山麓に広がる不法投棄の現状

世界文化遺産である富士山。その美しい姿の陰で、いまだに多くの課題が残されています。今回はその中でも「**山麓での不法投棄**」にスポットを当て、現状と対策についてお伝えします。

山麓部で進む不法投棄防止対策

■ 富士山麓環境美化推進ネットワーク

山麓におけるごみの監視体制を強化するため、山梨県が中心となり、民間企業やNPO法人など53団体、約5,000人で構成されるネットワークを組織し、運営しています。

ネットワークでは、地域全体で以下の取り組みを進めています。

- ・富士山麓のごみ監視
- ・清掃活動
- ・不法投棄防止の啓発活動

■ 富士山レンジャーによる定期巡回

富士山レンジャーは、富士北麓（富士箱根伊豆国立公園の山梨県側）を定期的に巡回し、自然環境の保全に取り組んでいます。巡回中に不法投棄を発見した場合は、速やかに関係自治体などへ連絡し、関係機関と連携しながら、不法投棄の抑止と早期発見に努めています。富士山の豊かな自然を未来へ引き継ぐため、日々現場で活動を続けています。

不法投棄とは？

不法投棄とは、廃棄物を法律で定められた処分場以外（山林・河川・空き地など）に捨てる行為を指します。廃棄物は、大きく次のように分類されます。

■ 一般廃棄物

- ・家庭系一般廃棄物（家庭ごみ）
- ・事業系一般廃棄物（事業活動から出る一般廃棄物）

■ 産業廃棄物（法律で定められた20種類 例：汚泥、廃プラスチック類、金属くずなど）

巡回時に、たばこの吸い殻が非常に多く確認されています。

特に冬の乾燥した時期は、山林火災につながる恐れがあるため、十分な注意が必要です。

※空き缶、ガムの包み紙、たばこの吸い殻などの軽微なごみのポイ捨ても、不法投棄にあたります。

不法投棄がもたらす深刻な影響

不法投棄は単なる「ごみ問題」ではありません。電化製品や医療廃棄物などから有害な化学物質が漏れ出すと、土壌や地下水を汚染し、人体・野生生物・生態系へと悪影響が広がる深刻な連鎖を引き起こします。

● 環境への影響	● 県民生活への影響
<ul style="list-style-type: none">・土壌汚染・水質汚濁・景観の破壊・生態系への悪影響・動物の誤飲による死亡	<ul style="list-style-type: none">・健康被害・生活環境の悪化

不法投棄は法律違反であり、重大な犯罪です。

■ 個人の場合

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条1項14号>
5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金、もしくは併科

■ 法人の場合

<同法 第32条1項1号>
3億円以下の罰金



※実行者だけでなく、指示・共謀・委託に関わった場合も刑事責任が問われます。

美しい富士山を未来へ

不法投棄は、誰か一人の問題ではありません。また、豊かな自然を守ることは、私たち自身の暮らしを守ることに直結しています。

「見かけたら通報する」「正しく処分する」。一人ひとりの意識が大きな抑止力になります。

日本の象徴である富士山の自然を、次世代へと引き継ぐために、地域・企業・行政・そして私たち一人ひとりが連携し、これからも取り組みを続けていきます。

時候のサイン



2月の初旬に雪が降りました。富士北麓地域ではサラサラの雪が10cm以上積もり、指先が凍るばかりの寒さです。こんなときの青木ヶ原樹海はいつもより“しん”としていて、みな息をひそめ厳しい天候をやり過ごそうとしているのでしょう。

静かな樹海を巡回していると、雪を乗せたアセビの木に、たくさんの小さな花芽を見つけました。花芽の周りは融けた雪が雫となっています。

まだまだ冬の真っ最中と感じても、どうやら自然界はちゃんと暦（こよみ）どおり“東風解氷（はるかぜこおりをとく）”時期を迎えていたようです。

この時期にしては暑くない？雨が降らなくない？…と最近は季節を体感しにくく思います。少雨の6月や残暑の10月…カレンダーを眺めては、これも地球温暖化の影響か?!と、つい心配になったり…。

そんな思いを尻目に、生物たちは敏感に季節の移ろいを感じ取っていて、そしてその行動をみごとに表している暦があります。七十二候（しちじゅうにこう）です。

一年を春夏秋冬の4つに分け、またそれぞれを6つに分けて季節を表した暦が二十四節気（にじゅうしせっき）です。立春、秋分、夏至、冬至などがカレンダーに記されていますね。

しかし二十四節気は古代中国のものがそのまま使われているようで、日本の季節にあてはめると少し季節のズレを感じるようです。

そこで、さらに細かく約5日おきに分けたものが七十二候（しちじゅうにこう）。その時期に見られる動植物や季節の様子を短い文で表していて、季節をより細やかに知らせてくれます。というのも、七十二候は日本の時候に合うように幾度か改定され、いまは明治時代のものが主に使われているのだとか。“東風解氷”も七十二候のひとつ。「春の兆しを感じる柔らかい風が吹いて、氷を溶かし始める」。今年はまだに2月4日～2月8日のことでした。



晩秋の巡回では、ツキヨタケがびっしり生えた立ち枯れ木の根元に、大きなヒキガエルがいました。落ちたキノコに集まる虫を食べていたようですが、目が合った途端、住処らしい根の隙間へ迷いなく、さっさと入って行ってしまいました。しばらく待って見たのですが、まったく出てくる気配がありません。

間もなく蟄虫啓戸（すごもりむしとをひらく）時期です。この「虫」は、昆虫ばかりでなくカエルやヘビなど地中で冬ごもりをする生物を指しています。冬の間、土の中にいた生き物たちが動き出す、という意味です。

地面の戸を開いて生き物たちが出てくる時期の巡回では、住処に入っていくってしまったあのカエルも、顔を出してくれているでしょうか？



自然界に入り込む巡回では、さまざまな動植物の気配を感じ取ります。旅立つツバメの群れ、求婚するキツツキのドラミング、落葉を割って芽吹くブナ。七十二候には載っていないたくさんの“サイン”を発見すると、この営みがいつまでも続くように願わずにはられません。



富士山レンジャー
Instagram
やっています！

FUJISAN_RANGER

◆巡回中に記録した写真から「富士山のいま」を伝える

富士山レンジャー写真展～富士山レンジャーフォトレポート2025～開催中！

山梨県立富士山世界遺産センター南館にて 3月29日（日）まで展示しています。

富士山をとりまく環境をどうぞご覧ください。

富士山世界遺産センターだより30号

山梨県富士山科学研究所・山梨県立富士山世界遺産センター 連携企画

富士山の日

クイズラリー

入場、観覧 無料!

2月23日は「富士山の日」
 ふ(2)・じ(2)・さん(3)の読み合わせ
 富士山の日は、富士山の自然や文化を未来に伝える大切な日です

開催期間 2月19日(木)～2月23日(月)
 9:00～17:00(最終入場16:00)

開催場所 山梨県富士山科学研究所、山梨県立富士山世界遺産センター

参加方法 ①富士山の自然や文化、クイズの基礎知識を学べる
 ②クイズの答えもクイズラリーでクイズにチャレンジする
 ③クイズに答えたらお楽しみグッズをもらおう
 ④クイズラリーで富士山の自然や文化を学ぶこともできる

オリジナルグッズをプレゼント!

注意事項 ①富士山の日限定です
 ②観覧券を所持する方が、クイズにチャレンジする際は必要です
 ③オリジナルグッズは200名までです

■富士山の日記念行事

2月23日の休日は天皇誕生日ですが、センターでは何となく「富士山の日」が浮かんでしまいます。県内各地でも富士山にまつわる様々な催しがあり、富士山世界遺産センターでもイベントを実施しました。

●2月19日～23日 2施設連携企画クイズラリー

山梨県富士山科学研究所と山梨県立富士山世界遺産センター2施設を見学してクイズにチャレンジ!

2施設両方のスタンプを押してあるクイズ用紙を持参した方には記念品をプレゼントしました。この企画も恒例となっています。今回も大変好評で、親子での参加が多く、先着50名様に2施設の記念品をお渡ししました。

●2月23日 缶バッチづくり

開館の日、県民の日に続き、富士山の日もセンター南館内で缶バッチづくりを行いました。デザインも様々で、県内・県外問わずにたくさんの方に参加いただきました。みなさん思い思いに富士山に色をつけたり、言葉を入れたり、自分だけのオリジナル缶バッチを作っていました。

●2月23日 館内ガイドツアー

富士山世界遺産センターのボランティアガイドによる館内ガイドツアーを行いました。ガイドを付けて展示を見学していただくことで、より深く、楽しく富士山を知ることができると思います。ガイド付きで館内を巡ったことのない方は、是非体験してみてください。

■展示紹介 「溶岩洞穴をめぐる信仰」

溶岩が樹木を飲み込み、これを焼き尽くしてきた洞穴を溶岩樹型といいます。富士講には、こうした溶岩樹型を人の胎内に見立て、ここをくぐり抜ける修行がありました。これを「胎内潜」と呼び、修験者は生まれ変わりを願うようです。本物の溶岩樹型は当センターから10分ほどにある「河口湖フィールドセンター」で体験できます。吉田胎内は4月29日のみ内部の見学可能な日となっています。

■御朱印展

毎年1月に「御朱印展」を南館で開催しています。富士信仰に関わる神社の御朱印を展示しています。神社ごとに特徴があり、いくつもの御朱印がまとめて飾ってあるとなかなか見応えがあります。今年の御朱印展は終了し、次回は来年の一月になりますが、開山期にあわせての「焼き印展」もあります。ぜひご覧になってください。



二つの顔を持つマネギ：富士講から旅行会社へ

学芸員 千原鴻志

河口湖畔に残されたマネギ

マネギ（マネギ、招）とは、富士登山の団体や個人の名称を記した旗、板、紙のことです。富士講は富士山に登拝する際、御師の家に泊まり、その後富士山内の山小屋でも一泊するのが普通でした。富士講は、自分たちの講印や講員名を記したマネギを作成し、いつもお世話になる御師や山小屋に奉納していました。マネギをもらった御師や山小屋は、その富士講が来るときに、軒先など目立つ場所に掲げて歓迎の意を表しました。

今回取り上げるのは、河口湖畔の浅川にある土産店「蓬莱家」（1920年開業、写真1）に伝わるマネギです。この資料は、山梨日日新聞でも紹介されたことがあります（2013年7月05日「土産店と富士講の関係は？富士河口湖残された木札由来推測」）。しかし、実物を見て調べてみると、このマネギには知られざるもう一つの顔があることがわかりました。



写真1 現在の蓬莱家
(富士河口湖町浅川)

マネギの第一の顔：山包講による奉納

蓬莱家伝来のマネギはかつては150点ほどあったそうですが、現在は66点が残っています。全て約10cm×60cmの広葉樹環孔材（ケヤキカ）の板で、上に山包講の講紋（山のマークに「包」の字）があります。山包講は18世紀後半に麻布または江戸橋の修山禅行（包市郎兵衛）が興した富士講です。蓬莱家伝来のマネギのうち1点（写真2）には「昭和二年七月吉日 太田櫛朝書 東両国 額師 平岩豊成」とあるので、1927年（昭和2年）にまとめて奉納されたと考えられます。

写真3のマネギを見ると、山包講の講紋の下に「本緑三」とあり、これは本所緑町三丁目（墨田区）を指しています。同様に写真4のマネギでは「浅阿部」とありこれは浅草阿部川町（台東区）の略称と考えられます。マネギ66点に記された地名をみると、浅草（22点）と本所（16点）が過半数を占め、駒込（11点）がこれに続きます。山包講は東京都・千葉県に拡大していましたが、このマネギを奉納したのは山包講のなかでも浅草・本所の講員を中心とした集団だったといえます。



写真2 蓬莱家伝来マネギの例(1)
個人蔵

なぜマネギは奉納されたのか

マネギが奉納された1927年頃、東京の富士講は吉田口登山道を利用していました。吉田の御師である外川家（しおや）には浅草の山包講のマネギが伝来しています。一方、蓬莱家がある河口湖畔は吉田口登山道から離れた場所にあり、当時の東京の富士講による富士登山のルートから外れています。つまり、マネギを奉納した浅草の山包講は富士登拝以外の目的で蓬莱家を利用していたと考えられます。

そこで考えられるのが「内八海修行」です。富士講は、富士五湖を含む富士山麓の八つの湖沼「内八海」を巡って心身を清める修行をしていました。河口湖も「内八海」の一つで、船津にある畳岩では富士講が身を清めていたようです。山包講は富士講の内八海修行の際に、休憩場所として利用されていた可能性があります。



写真3 蓬莱家伝来マネギの例(2)
個人蔵

マネギの第二の顔：旅行会社への対応

実はこのマネギにはそれだけでないもう一つの顔がありました。それに気付いたのは、写真3のマネギの裏面を見たときでした。白いペンキで塗られ、その上にマジックペンで「京王観光K. K. 協定」と書かれていたのです（K.K.は「株式会社」の略称と推定）。マネギ全66枚のうち46枚に裏面に会社名が記されており、その所在地は関東を中心に、山形、富山、大阪など各地に及びました。

旅行会社の名前が記されたマネギ

マネギ裏面の例を挙げると、「福島観光バス指定」、「読売旅行会指定休憩所」（写真4）、「遠州鉄道指定売店」などがあります。これらの文言から、マネギ裏面に記された会社は、自社が企画・運営していたバス旅行で河口湖を訪れた際に蓬莱家を「休憩所」や「売店」として利用するという「指定」や「協定」をしていたと考えられます。そして、その会社の客が訪れた際、蓬莱家ではそのことを示すマネギ裏面を店先に掲げていたのでしょうか。そうすることで客に歓迎の意を示すとともに、道行く旅行者にも蓬莱家がその会社から指定されていることをアピールする狙いもあったのかもしれませんが、1964年以前と考えられる蓬莱家の写真には、マネギ裏面と推定される板を軒先に掲示している様子が写っています（写真5）。

蓬莱家では富士講のマネギを、旅行会社を迎い入れるための看板として再利用していたようです。

マネギ再利用の背景：バスツアーの隆盛

マネギの裏面に書かれた会社名からは、使用年代を推定することもできます。例えば、写真6(4)のマネギは五王自動車の名が記されていますが、この会社は1963年10月に他社と合併して西東京バスになるので、それ以前に使用されたと考えられます。また、1962年創立の東京タワー観光バスが記されたマネギ（写真6(5)）もありました。マネギ裏面の使用年代には、1960年代前半が含まれているといえそうです。

1960年代前半は、マネギが奉納された1927年と比べると、東京の富士講が減少した時代でした。その原因として、太平洋戦争による物理的・経済的ダメージやその後の高度経済成長による価値観やライフスタイルの変容が考えられます。蓬莱家にマネギを奉納した浅草周辺の山包講も、1960年代には河口湖を訪れることはなくなっていた可能性があります。ただし、富士講自体は、1980年代頃までは富士スバルライン（1964年開業）を利用して登山する際に蓬莱家を訪れていたようです。

一方、1960年代の蓬莱家は農協や企業による慰安旅行で賑わっていました。多いときに一日に20台ものバスが来ていたといえます。このような団体客を迎える看板として、マネギの裏面は再利用されたのです。

蓬莱家は1964年に現在の鉄骨造りの建物になりました。旅行会社の要望もあり、大人数を受け入れられるような改築が必要だったのです。その後もしばらくはマネギ裏面が使われていたようですが、やがて、旅行会社が持参した自社の名前を書いたプラスチック製看板に代替されました。マネギの再利用を促したのも、終わらせたのも、旅行会社だったのです。

マネギが語ること

蓬莱家のマネギは1927年に浅草周辺の山包講により奉納された約30年後の1960年代前半頃には、団体旅行を受け入れるための看板として再利用されました。

そのような数奇な運命をたどった結果、蓬莱家のマネギは、信仰登山をする富士講と非宗教的なレジャーを行う旅行会社が表面と裏面で共存するという資料になりました。蓬莱家のマネギは現代につながるような富士山のレジャーが、富士講の遺産の上に形成されたことを示唆しています。

今回の調査にあたり、蓬莱家の皆様はじめ、マネギの保存に努められた故・小林政二様の御家族の御協力を頂きました。謝して御礼申し上げます。



表面

裏面

写真4 蓬莱家伝来マネギの例(3)
個人蔵



写真5 蓬莱家（1964年以前）
赤枠部にマネギの裏面と思われる看板
が掲げられている
個人蔵、写真の一部を拡大



表面

裏面

表面

裏面

(4)

(5)

写真6 蓬莱家伝来マネギの例(4)・(5)
個人蔵

information

第23回富士さんへ謹賀新年～富士山あて年賀状～ 入賞・入選作品巡回展

令和8年 2月13日(金)～2月26日(木)	山梨県立富士山世界遺産センター南館
3月 3日(火)～3月22日(日)	三ツ峠グリーンセンター
3月25日(水)～4月19日(日)	身延町総合文化会館
4月24日(金)～5月10日(日)	富士山樹空の森
5月13日(水)～5月25日(月)	山中湖村役場
5月27日(水)～6月10日(水)	道の駅なるさわ
6月12日(金)～6月25日(木)	四季の杜おしの公園 小池邦夫絵手紙美術館
7月 1日(水)～7月13日(月)	ふじさんミュージアム
7月17日(金)～8月16日(日)	河口湖ショッピングセンターベル
8月20日(木)～9月16日(水)	山梨中央銀行 甲府本店
9月18日(金)～10月 7日(水)	河口湖町役場(エントランスギャラリー)
10月10日(土)～10月27日(火)	富士吉田市民会館
10月31日(土)～11月26日(木)	韮崎市立大村記念図書館
12月 5日(土)～12月14日(月)	静岡県富士山世界遺産センター
12月19日(土)～令和9年1月7日(木)	山梨県立富士山世界遺産センター北館

*各会場の休業・休館日や開館・営業時間に関しては、各会場にお問い合わせください。

https://www.yamanashi-kankou.jp/volunteer/topics/documents/23jyunnkaitenntirashi_1.pdf



富士山憲章（行動規範）

- 一 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 一 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 一 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 一 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 一 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日 山梨県・静岡県

富士山憲章は、富士山の自然環境等の保全の理念や環境保全のための行動規範を示すことにより、富士山の環境保全への協力を訴え、国民的な規模で保全運動の展開を図っていくことを目的としています。

■編集・発行

富士山ボランティアセンター（富士山憲章山梨県推進会議）
山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1（富士山世界遺産センター北館内）TEL：0555-20-9229 FAX：0555-72-4114 E-MAIL：
fujisan@eps4.comlink.ne.jp

本誌のバックナンバーは下記よりダウンロードできます。
<https://www.yamanashi-kankou.jp/volunteer/newsletter/index.html>
富士山環境保全関連イベント情報は「富士の国やまなし観光ネット」の富士山ボランティアセンターのホームページかインスタグラムからご覧いただけます。

<https://www.yamanashi-kankou.jp/volunteer/>
<https://www.instagram.com/fujisanvolunteercenter/>



【HP】



【Instagram】